

第7章 景観まちづくり

1. 景観まちづくり

景観は「地形・自然」、「歴史・文化」、「まち・界限」などが組み合わせられて生み出されます。

景観まちづくりとは、住民や事業者及び行政が「景観は地域の共有財産」との認識に立ち、住み良いまちとして良好な都市景観の形成に努めることです。

(1) 景観まちづくりに関する諸制度

① 豊島区景観条例に基づく事前協議、景観法に基づく行為の届出制度

一定規模以上の建築物や工作物の新築・増築等、広告物の設置・改造等、開発行為を行う場合に、事前協議や行為の届出(国等は通知)を義務づけています。

事前協議や行為の届出の件数は、図表 2-7-1 のとおりです。

なお、豊島区景観条例施行前には、平成5年7月1日より豊島区アメニティ形成条例による届出制度があり、景観条例施行前の届出及び通知件数は、図表 2-7-2 のとおりです。

② 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例に基づく事前協議制度

一定規模以上の中高層マンション等を建築する場合に、良好な集合住宅の確保と円滑な相隣関係の維持を図るために、建築の計画や管理、近隣への配慮について事前に協議をする制度です。

協議事項には、外壁の後退、自転車置き場・駐車場の設置や住戸床面積の規制の他、住宅管理や近隣との紛争予防に関することも含まれます。

事前協議の件数は、図表 2-7-3 のとおりです。

図表 2-7-1 景観事前協議及び行為の届出件数

	景観事前協議				届出・通知		
	建築物	工作物	開発行為	屋外 広告物	建築物	工作物	開発行為
28年度	39件	4件	1件	70件	34件	2件	0件
29年度	38件	1件	2件	77件	35件	2件	3件
30年度	46件	1件	1件	57件	47件	1件	1件
計	123件	6件	4件	204件	116件	5件	4件

図表 2-7-3 中高層集合住宅建築物事前協議件数

	ワンルーム タイプ	ファミリー タイプ	計
21年度	11件	14件	25件
22年度	18件	26件	44件
23年度	13件	13件	26件
24年度	16件	23件	39件
25年度	19件	16件	35件
26年度	19件	14件	33件
27年度	11件	9件	20件
28年度	17件	12件	29件
29年度	18件	15件	33件
30年度	17件	17件	34件

図表2-7-2 アメニティ形成に関する届出及び通知件数

	建築物等	開発行為	広告物	その他	計
5～ 24年度	1,418件	47件	1,203件	157件	2,825件
25年度	64件	1件	134件	2件	201件
26年度	59件	0件	85件	2件	146件
27年度	50件	4件	90件	1件	145件
計	1,591件	52件	1,512件	162件	3,317件

※その他: 表層材の変更、立体駐車場、装飾灯など

2. 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、障害者や高齢者などを含めたすべての人々が、安全かつ快適に暮らせる地域環境を創出するために、※ノーマライゼーション思想の普及・啓発や地域福祉活動の推進とともに、都市施設の福祉環境を整備するものです。

(1) 福祉のまちづくり事業

豊島区では、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、「誰もが安心して快適に暮らせるまち」を目指して、区有施設はもとより民間の方の建てる公共的建築物についても車椅子が利用できるトイレやエレベーター、スロープによる段差解消などの福祉環境整備を積極的に進めるよう建築主や事業者にご協力をお願いしています。

公共的建築物等の福祉環境整備については、「豊島区福祉のまちづくり整備要綱」(平成元年4月施行)により、その推進を図っています。

国においても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー法)」(平成18年12月施行)を、東京都においても、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(通称：建築物バリアフリー条例)」(平成15年12月施行)、「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年4月施行)を制定しており、福祉環境整備は徐々にではありますが進んできています。

事前協議の実績は、次のとおりです。

図表 2-7-4 福祉のまちづくり事前協議実績

											単位：件
年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件 数	5 (11)	3 (13)	3 (24)	0 (29)	1 (31)	0 (30)	2 (25)	0 (25)	2 (21)	3 (24)	12 (38)
適合証 発行数	2 (5)	0 (7)	0 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)

上段：区要綱対象 下段：都条例対象

※ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々も、一般の人々と平等に、かつ一般の社会で普通の生活が送れることが本来のあるべき姿であるとする考え方。

(2) 駅施設のバリアフリー化

豊島区では従来、「豊島区福祉環境整備(福祉のまちづくり)事業助成金交付要綱」に基づき、鉄道駅施設のバリアフリー化に係る助成を実施し、駅施設への昇降機設備の設置を推進してきました。

平成13年5月には「豊島区鉄道駅エレベーター等整備事業費助成金交付要綱」を制定し、「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たす車いす対応型エレベーター等の設置に対する助成を実施しています。

また、重点的かつ一体的なバリアフリー化の取組みとして、平成23年4月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づいて「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定、平成26年4月に東池袋駅周辺の地域を追加、平成30年には基本構想の見直しを行い、改正バリアフリー法の理念反映と造幣局東京支局跡地等を追加し、整備内容や実施時期を明らかにしています。

あわせて平成26年度には「豊島区鉄道駅ホーム柵等整備事業費補助金交付要綱」(現「豊島区鉄道駅ホームドア整備事業費補助金交付要綱」)を制定し、ホームドアの整備も支援しています。

今後も、高齢者・障害者に限らず、子育て中のファミリー層も含め、すべての人々が自由に社会参加できる環境を創出するため、道路や公園、公共的建築物とともに公共交通施設のバリアフリー化の推進に努めていきます。

図表 2-7-5 鉄道駅バリアフリー化に対する区の助成事業実績

1	平成6年3月	東日本旅客鉄道株式会社	JR池袋駅	車いす対応型エスカレーター2基	平成5年7月 ～平成6年3月
2	平成6年3月	東日本旅客鉄道株式会社	JR巣鴨駅	車いす対応型エスカレーター1基	平成5年7月 ～平成6年3月
3	平成6年10月	帝都高速度交通営団	有楽町線新線池袋駅	車いす用トイレ、車いす用階段昇降機 車いす用エレベーター操作盤	平成5年11月 ～平成6年10月
4	平成8年11月	帝都高速度交通営団	丸ノ内線池袋駅 東口(タカセ前)	車いす対応型エスカレーター1基	平成8年4月 ～平成8年11月
5	平成14年2月	西武鉄道株式会社	西武池袋線池袋駅	車いす対応型エレベーター1基 車いす対応型エスカレーター6基	平成13年6月 ～平成14年2月
6	平成15年3月	東日本旅客鉄道株式会社	JR池袋駅	車いす対応型エスカレーター4基	平成14年9月 ～平成15年3月
7	平成15年3月	東日本旅客鉄道株式会社	JR巣鴨駅	車いす対応型エレベーター1基 車いす対応型エスカレーター1基	平成14年9月 ～平成15年3月
8	平成17年3月	東武鉄道株式会社	東武東上線北池袋駅	車いす対応型エレベーター2基	平成16年8月 ～平成17年3月
9	平成18年3月	東日本旅客鉄道株式会社	JR駒込駅	車いす対応型エレベーター1基	平成17年5月 ～平成18年3月
10	平成31年3月	東武鉄道株式会社	東武東上線下板橋駅	車いす対応型エレベーター2基 スロープ、手すり、多機能トイレ	平成30年8月 ～平成31年3月

注1: No.1～No.4については、「豊島区福祉環境整備(福祉のまちづくり)事業助成金交付要綱」に基づき助成し、No.5～は「豊島区鉄道駅エレベーター等整備事業費助成金交付要綱」により助成したものです。

注2: No.3～No.4の設置者「帝都高速度交通営団」は、平成16年4月1日に「東京地下鉄株式会社」と名称変更しました。

注3: No.3の設置場所「有楽町線新線池袋駅」は、平成20年6月14日に「副都心線池袋駅」となりました。

図表 2-7-6 鉄道駅ホームドア整備に対する区の補助事業実績

No.	設置時期	設置者	設置場所	整備項目	工事期間
1	平成29年度	西武鉄道株式会社	西武池袋線池袋駅	ホームドア×5線	平成27年度～ 平成29年度
2	平成31年度(予定)	東武鉄道株式会社	東武東上線池袋駅	ホームドア×4線	平成29年度～ 平成31年度